

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新				
料金表 第1表 接続料金 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額					月額				
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①欄に規定する料金額	---
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額			
			(4) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額	---
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに			
			(4) (7) (4) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額	---
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額			
	エ 2 芯	(7)~(4) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
			ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額	---
(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの				1回線ごとに	第6欄ア(7) ②欄に規定する料金額				
	(4) (7) (4) 以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額	1回線ごとに	第6欄ア(7) ③欄に規定する料金額	---			
エ 2 芯	(7)~(4) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		式のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,305円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,687円	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能です。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	5,381円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	5,381円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する)	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円	

		式のもの	(ウ) (7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに	4,637円	
(4)～(4)-2(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能です。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	4,164円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,164円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する)	ア 光信号端末回線(光局外ブリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能)	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	2,251円	

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
			B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円	
			③ ①②以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円

場合)	帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,251円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,319円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,251円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,575円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円	
			③ ①以外のもの	A 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,652円	
				B 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	—		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,278円	—		
		② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,990円			
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,251円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	2,319円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,971円	—		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	1,971円			

		(ウ) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,342円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,045円	
(7) (略)			(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	2,026円	
			(略)	(略)	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,736円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				

				1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、240円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる240円のうち、235円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,736円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。				

			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2,035円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、240円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる240円のうち、235円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	1,785円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成32年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				1回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ)平成33年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、246円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる246円のうち、241円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯 式 の もの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) ①欄に規定する料金額	_____
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) ②欄に規定する料金額	

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯 式 の もの	(7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	_____



		(イ) 2-1-1第6欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	189円	
			② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	183円	
	ウ (略)		(略)		(略)	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	453円	104円
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	446円	101円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	446円	101円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	459円	104円

		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	181円		
	ウ (略)		(略)	(略)		
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	399円	93円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	399円	93円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円	96円
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	405円	93円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	405円	93円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	417円	96円

		形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円		
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	440円	101円		
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	453円	104円		
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,278円		
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,990円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの			① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,342円		
					② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,045円		

		形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線收容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が收容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	399円	93円					
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	399円	93円					
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円	96円					
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの				1光信号主端末回線ごとに	1,971円					
					(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの					1光信号主端末回線ごとに	1,971円	
								(ウ) (7)(イ)以外のもの			1光信号主端末回線ごとに	2,026円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,980円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,736円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,980円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、240円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる240円のうち、235円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		1,736円		接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額			接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、351円を加算した料金額			接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる351円のうち、344円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額				接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額				接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、305円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる305円のうち、298円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,035円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、240円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる240円のうち、235円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	ウ アイ以外のもの	(7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,785円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
1 光信号主端末回線ごとに			2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、361円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる361円のうち、353円にのみ消費税相当額を加算するものとします。			
(イ) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する料金		1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
				1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日から平成33年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、314円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる314円のうち、307円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成32年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成32年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、320円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる320円のうち、313円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成33年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成33年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、246円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる246円のうち、241円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)~(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.13%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
(2)~(3) (略)	(略)

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 8 欄を除きます。）、別表 4 の違約金の額及び第 2 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（端末回線伝送機能に係る経過措置）

2 （略）

区分		単位	料金額	月額 備考	
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 5-2 欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	21,363 円	
		6Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	34,497 円	
		9Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	40,069 円	
		12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	45,243 円	
		15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	50,815 円	
		18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	55,989 円	
		21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	61,561 円	
		24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	66,735 円	
		27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	72,307 円	
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	77,481 円	
		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	83,053 円	
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	88,227 円	
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	93,799 円	
42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	98,973 円			

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00082 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 8 欄を除きます。）、別表 4 の違約金の額及び第 2 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号）

1～7 （略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

					月額		
区 分					単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,150円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,150円	
				② 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,550円	

イ 加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの	ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	378円	
		イ 平成31年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	366円	

附 則（平成 30 年 6 月 15 日東相制第 17-00122 号）

1～5 （略）

（端末回線伝送機能の経過措置）

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄工欄(ア)欄及び(イ)欄並びに2-1-1-2第1欄ウ欄に係るものに限ります。）に係る提供条件についてはなお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ア 基本料

					月額		
区 分					単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	2芯式のもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	4,502円	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,502円	

イ 加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	2芯式のもの			1回線ごとに	362円	

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、別表4の違約金の額及び附則（平成30年6月15日東相制第17-00122号）の料金額については平成31年4月1日に遡及して適用します。